災害復興支援制度一覧＜神栖市＞

令和５年４月１日現在

【目　次】

※各制度の内容については，変更になることがあります。

１　被災住宅等の支援

①生活福祉資金制度による貸付（被災による必要な経費）	社会福祉協議会	P.1
②住まいの復興給付金	住まいの復興給付金事務局	P.2

２　税金等の支援

①国民健康保険税の減免	国保年金課	P.3
②国民健康保険の一部負担金の免除	国保年金課	P.3
③後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課	P.3
④後期高齢者医療の一部負担金の免除	国保年金課	P.4
⑤国民年金保険料の免除	国保年金課	P.4
⑥介護保険料の減免	長寿介護課	P.5
⑦介護サービス等利用者負担額免除	長寿介護課	P.5

作成：神栖市役所 企画部 政策企画課

災害復興支援制度一覧改訂履歴

改訂日	改訂内容	頁
H23.8.1	１　被災住宅等支援関係 ・⑤応急仮設住宅制度（置き換え制度）【新規追加】 ・住宅の応急修理制度【申請期間終了のため削除】 ２　国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除【申請期間終了のため削除】 ・認可保育所の保育料の免除【申請期間終了のため削除】	 P.4
H23.8.10	４　産業支援 ・神栖市東日本大震災農業・漁業経営対策資金利子補給【新規追加】	 P.17
H23.9.1	２　国民健康保険税等の減免 ・⑤国民年金保険料の免除【受付日延長のため再度掲載】 ５　義援金の配分など ・⑤地下水水質検査費用補助金【新規追加】	 P.12 P.20
H23.10.1	１　被災住宅等支援関係 ・⑪被災者への市有地の譲渡【新規追加】 ・⑫一部損壊住家補修費助成金【新規追加】 ５　義援金の配分など ・③東日本大震災義援金の第２次配分（第２回目，第３回目）【新規追加】	 P.7 P.8 P.20
H23.12.1	３　固定資産税等の減免 ・固定資産税の減免【申請期間終了の為削除】 ４　産業支援 ・農協系統農業災害資金利子助成【申請期間終了の為削除】	
H.24.1.1	１　被災住宅等支援関係 ・①被災者生活再建支援制度【申請期間延長】 ・⑤応急仮設住宅制度（新規・置き換え）【茨城県民の受付終了の為内容変更】 ４　産業支援 ・②農畜産物損害賠償請求【締切日追加】 ５　義援金の配分など ・⑥地下水水質検査費用補助金【申請期間延長】	 P.1 P.4 P.16 P.20
H24.2.1	２　国民健康保険税等の減免 ・②国民健康保険税等の一部負担金免除【対象期間の延長】 ・④後期高齢者医療の一部負担金免除【対象期間の延長】 ４　産業支援 ・②農畜産物損害賠償請求【H23.3～H23.5 出荷分の受付期間を削除】	 P.9 P.10
H24.3.1	２　国民健康保険税等減免 ・⑤介護保険料の減免【対象期間の延長】 ・介護保険施設等における食費・居住費等免除【対象期間終了の為削除】 ・⑥介護サービス利用者負担額免除【対象期間の延長】 ５　義援金の配分など ・④東日本大震災義援金の第２次配分(第４回)及び日本政府からの配分【新規追加】 ・①，②，③の義援金関連に申請期限を追加	 P.11 P.12 P.19 P.18～19

H24.4.1	１　被災住宅等支援関係 ・茨城県災害見舞金支給制度【申請期間終了の為削除】 ・一部損壊住家補修費助成金【申請期間終了の為削除】 ２　国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除【受付期間の延長】 ４　産業支援 ・漁業経営対策資金利子補給【申請期間終了の為削除】 ・神栖市東日本大震災農業・漁業経営対策資金利子補給【申請期間終了の為削除】 ５　義援金の配分など ・東日本大震災義援金の配分【申請期間終了の為削除】 ・東日本大震災義援金の第２次配分【申請期間終了の為削除】 ・東日本大震災義援金の第２次配分（第２回，第３回）【申請期間終了の為削除】 ・東日本大震災義援金の第２次配分（第４回）及び日本政府からの配分【申請期間終了の為削除】 ・神栖市東日本大震災見舞金【申請期間終了の為削除】 ・茨城県社会福祉協議会見舞金【申請期間終了の為削除】 ・地下水水質検査費用補助金【申請期間終了の為削除】 ・東日本大震災義援金の第２次配分（第５回）【新規追加】	 P.11 P.14
H25.4.1	１　被災住宅等支援関係 ・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】 ・応急仮設住宅制度（新規受付），（置き換え制度）【申請期間終了の為削除】 ・私道への助成金＜市独自の制度＞【新規追加】 ２　国民健康保険税等の減免 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・児童扶養手当の所得制限の特例措置【申請期間終了の為削除】 ・国民年金保険料の免除【申請期間終了の為削除】 ３　産業支援 ・農畜産物損害賠償請求【受付締切り】 ５　義捐金の配分など ・東日本大震災義援金の第２次配分(第５回)　【申請期間終了の為削除】	 P.1 P.5 P.6 P.6 P.7 P.7 P.10
H26.4.11	１　被災住宅等支援関係 ・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】 ・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【期間延長】 ・母子寡婦福祉資金の住宅資金【削除】 ・被災者への市有地の譲渡　＜市独自の制度＞【申請期間終了の為削除】 ・住まいの復興給付金【新規追加】 ２　税金等の支援 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・自動車取得税及び自動車税・軽自動車税の非課税【期間延長】 ３．産業への支援 ・農畜産物損害賠償請求【削除】	 P.1 P.3 P.5 P.6 P.6 P.7 P.8

H27.9.1	１　被災住宅等支援関係	
	・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】	P.1
	・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【期間延長】	P.3
	・被災私道復旧事業助成　＜市独自の制度＞【申請期間終了の為削除】	
	・住まいの復興給付金【準備事務局電話番号変更】	P.5
	２　税金等の支援	
	・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】	P.6
	・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.6
	・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】	P.7
	・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.8
	３．産業への支援	
	・東日本大震災復興緊急融資	P.10
	中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【期間延長】	
H28.4.1	１　被災住宅等支援関係	
	・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長，問合せ先変更】	P.1
	・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【期間延長，問合せ先変更】	P.3
	・住まいの復興給付金【問合せ先一部変更】	P.5
	２　税金等の支援	
	・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】	P.6
	・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.6
	・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】	P.7
	・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者の対象期間変更】	P.8
	３．産業への支援	
	・東日本大震災復興緊急融資	P.10
	中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【期間延長】	
H29.4.1	１　被災住宅等支援関係	
	・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】	P.1
	・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】	P.3
	２　税金等の支援	
	・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】	P.6
	・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.6
	・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】	P.7
	・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.9
	・自動車取得税及び自動車税・軽自動車税の非課税【期間延長】	P.11
	３．産業への支援	
	・東日本大震災復興緊急融資	P.12
	中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【期間延長】	
H30.4.1	１　被災住宅等支援関係	
	・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】	P.1
	・災害援護資金【受付期間の延長】	P.2
	・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】	P.3
	２　税金等の支援	
	・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】	P.6
	・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.6
	・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】	P.7
	・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】	P.9
	・介護保険料の減免【受付期間の延長】	P.10
	・介護サービス等利用者負担額免除【受付期間の延長】	P.10

	３．産業への支援 ・東日本大震災復興緊急融資 中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【期間延長】	 P.12
H31.4.1	１　被災者住宅等の支援 ・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】 ・災害援護資金【受付期間の延長】 ・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】 ２　税金等の支援 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・介護保険料の減免【受付期間の延長】 ・介護サービス等利用者負担額免除【受付期間の延長】 ３　産業への支援 ・東日本大震災復興緊急融資 中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】	 P.1 P.2 P.3 P.6 P.6 P.7 P.9 P.10 P.10 P.12
R2.4.1	１　被災者住宅等の支援 ・被災者生活再建支援制度【受付期間の延長】 ・災害援護資金【受付期間の延長】 ・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】 ２　税金等の支援 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・介護保険料の減免【対象期間の廃止】 ・介護サービス等利用者負担額免除【対象期間の廃止】 ・自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)の非課税 ３　産業への支援 ・東日本大震災復興緊急融資 中小企業復興資金の保証料補助　＜市独自の制度＞【受付期間の延長】	 P.1 P.2 P.3 P.6 P.6 P.7 P.9 P.11 P.11 P.12 P.13
R3.4.1	１　被災者住宅等の支援 ・被災者生活再建支援制度【申請期間終了の為削除】 ・災害援護資金【受付期間の延長】 ・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【担当課の変更】 ２　税金等の支援 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・国民年金保険料の免除【免除期間の変更】 ・介護保険料の減免【対象者の一部削除】 ・介護サービス等利用者負担額免除【対象者の一部削除】 ３　産業への支援 ・東日本大震災復興緊急融資【申請期間終了の為削除】	 P.1 P.2 P.5 P.5 P.6 P.8 P.9 P.10 P.10

R5.4.1	1　被災者住宅等の支援 ・災害援護資金【申請期間終了の為削除】 ・住宅復興資金の利子補給　＜市独自の制度＞【申請期間終了の為削除】 ２　税金等の支援 ・国民健康保険税の減免【原発避難者のみ延長】 ・国民健康保険の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療保険料の減免【原発避難者のみ延長】 ・後期高齢者医療の一部負担金の免除【原発避難者のみ延長】 ・国民年金保険料の免除【免除期間の延長】 ・介護保険料の減免【減免割合変更】 ・介護サービス等利用者負担額免除【対象期間の延長】 ・自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の非課税【申請期間終了の為削除】	 P.1 P.3 P.3 P.4 P.4 P.5 P.5

１　被災住宅等の支援

<table>
<tr><td>名称</td><td>①生活福祉資金制度による貸付（被災による必要な経費）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>融　資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>●　被災により低所得となった世帯に当面の生活費等を貸付けます。（一時生活支援費）
●　被災により低所得となった世帯に移転費，家具什器，自動車等の購入費を貸付けします。（生活再建費）
●　被災により被害を受けた住宅の補修，保全，改築等に必要な経費を貸付けます。（住宅補修費）
■　限度額等
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>●一時生活支援費
月２０万円以内×６月以内
（単身世帯は１５万円以内）
借入額は震災前の収入が目安となります
●生活再建費
８０万円以内
●住宅補修費
２５０万円以内</td></tr>
<tr><td>貸 付 利 率</td><td>連帯保証人を立てた場合　→　無利子
連帯保証人を立てない場合→　年１．５％</td></tr>
<tr><td>据 置 期 間</td><td>最終貸付け日から２年以内</td></tr>
<tr><td>償 還 期 間</td><td>据置期間経過後２０年以内（金額に応じて設定）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>●　震災に伴い「り災証明」，「被災証明」のいずれかが発行されている世帯または震災発生時の居住地が，原発事故に伴い設定された警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯。
（貸付け後に就労収入等により償還が見込めることが条件です）
●　借受人は２０歳以上６５歳以下の生計中心者。
●　１００万円以上の他方からの借入れがないこと。
●　税金（国民健康保険税を含む）の滞納がないこと。
●　当該世帯が，仮差押え若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申し立てを受けていないこと。また破産又は民事再生手続き開始の申し立てを受け，又は申し立てをしていないこと。債務整理中でないこと。
●　過去に生活福祉資金の貸付けにおいて滞納していないこと。
●　他の借受人の生活福祉資金の連帯保証人になっていないこと。
●　暴力団員の属する世帯でないこと。
●　一時生活再建費は失業給付や公的年金の受給資格がない，又は受給中でないこと。
●　一時生活再建費は訓練・生活支援給付を申請予定，又は受給中でないこと。
●　住宅補修費は災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付け世帯は適用除外です。
●　必要書類
住民票謄本，印鑑登録証明書，実印，見積書，世帯の所得を証明する書類，見積書等</td></tr>
<tr><td>問い合わせ</td><td>●貸付主体　茨城県社会福祉協議会　電話０２９－２４１－１１３３
●申請窓口　市社会福祉協議会（保健・福祉会館）
電話０２９９－９３－０２９４</td></tr>
</table>

制度の名称	②住まいの復興給付金
支援の種類	給　付
支援の内容	●　東日本大震災により被害が生じた住宅（以下被災住宅という。）の被災時の所有者が，引き上げ後の消費税率が摘要される期間に，新たに住宅を建築・購入し，または被災住宅を補修し，その住宅に居住している場合に，給付を受けることができます。
対　象　者	●　新築住宅を「建築・購入」し，または中古住宅を「購入」した場合 【対象者】（以下の要件をすべて満たす者が対象） ①被災住宅を所有していた者，②再取得住宅を所有している者，③再取得住宅に居住している者（各要件のすべてを満たしていない場合についても，各要件を有する者が共同で申請する場合，給付を受ける事ができます。） 【対象住宅】 ・消費税率８％または１０％の適用を受けている期間に，建築・購入した新築住宅，または宅地建物取引業者が販売した中古住宅 ・建築の場合令和３年９月３０日までに契約，購入の場合令和３年１１月３０日までに契約をし，令和４年１２月３１日までに引き渡された住宅 ●　被災住宅を「補修」した場合（以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象） 【対象者】（以下の要件をすべて満たす者が対象） ①被災住宅を所有している者，②被災住宅の補修工事を発注した者，③補修した被災住宅に居住している者（各要件のすべてを満たしていない場合についても，各要件を有する者が共同で申請する場合，給付を受ける事ができます。） 【対象住宅】 ・消費税率８％または１０％の適用を受けている期間に，補修した被災住宅 ・令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日までに補修工事契約をし，令和４年１２月３１日までに引き渡された住宅
問い合わせ	●　住まいの復興給付金事務局　　電話　０１２０－２５０－４６０（無料） IP 電話から　０２２－７４５－０４２０（有料）

２　税金等の支援

制度の名称	①国民健康保険税の減免
支援の種類	減　免
支援の内容	●　東日本大震災による原子力発電所事故に伴う国の避難指示の対象となった方について，国民健康保険税が減免されます。
対　象　者	●　避難指示区域等の避難指示が解除された時期ごとに，減免となる期間及び減免割合が異なります。 ※所得要件があります 詳しくは，お問い合わせください。
問い合わせ	●　国保年金課（本庁）　　電話　０２９９－９０－１１４２

制度の名称	②国民健康保険の一部負担金の免除
支援の種類	一部負担金の免除
支援の内容	●　東日本大震災による原子力発電所事故に伴う国の避難指示の対象となった方について，医療機関・薬局で支払う一部負担金が免除になります。
対　象　者	●　避難指示区域等の避難指示が解除された時期ごとに，免除となる期間が異なります。 ※所得要件があります 詳しくは，お問い合わせください。
問い合わせ	●　国保年金課（本庁）　　電話　０２９９－９０－１１４２

制度の名称	③後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減　免
支援の内容	●　東日本大震災による原子力発電所事故に伴う国の避難指示の対象となった方について，後期高齢者医療保険料が減免されます。
対　象　者	●　避難指示区域等の避難指示が解除された時期ごとに，減免となる期間及び減免割合が異なります。 ※所得要件があります 詳しくは，お問い合わせください。
問い合わせ	●　国保年金課（本庁）　　電話　０２９９－９０－１１４３

制度の名称	④後期高齢者医療の一部負担金の免除
支援の種類	一部負担金の免除
支援の内容	●　東日本大震災による原子力発電所事故に伴う国の避難指示の対象となった方について，医療機関・薬局で支払う一部負担金が免除になります。
対　象　者	●　避難指示区域等の避難指示が解除された時期ごとに，免除となる期間が異なります。 ※所得要件があります 詳しくは，お問い合わせください。
問い合わせ	●　国保年金課（本庁）　　電話　０２９９－９０－１１４３

制度の名称	⑤国民年金保険料の免除
支援の種類	免　除
支援の内容	●　東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により，避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に，平成２３年３月１１日時点で住所を有していた方については，ご本人からの申請に基づき，前年の所得に関係なく国民年金保険料の全額免除もしくは納付猶予（学生の方は学生納付特例）を受けられます。 ●　免除期間：「免除・納付猶予」･･･令和６年６月分まで 「学生納付特例」　･･･令和６年３月分まで ●　申請受付期間：申請した日からさかのぼって２年１ヶ月前までの期間 ●　申請方法：「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（学生の場合は「国民年金保険料学生納付特例申請書」）の「特例認定区分」欄の「２．天災等」にマルをし，「備考」欄に「平成２３年３月１１日現在，（○○市（町村））に住所を有していた」旨の記載があること。 ●　必要書類：本人確認できるもの（免許証等），印鑑，平成２３年３月１１日時点での住民登録地が分かるもの ※学生の方は学生証（コピーの場合は両面コピーしたもの）もしくは在学証明書を合わせてご持参下さい。
対　象　者	●　福島県内の下記１２市町村に平成２３年３月１１日時点で住所を有していた方 田村市，南相馬市，伊達郡川俣町，双葉郡広野町，双葉郡楢葉町，双葉郡富岡町，双葉郡川内村，双葉郡大熊町，双葉郡双葉町，双葉郡浪江町，双葉郡葛尾村，相馬郡飯舘村
問い合わせ	●　国保年金課（本庁）　　電話　０２９９－９０－１１４５

制度の名称	⑥介護保険料の減免
支援の種類	減　免
支援の内容	東日本大震災により被害を受け，国が定める対象者の方の介護保険料を減免します。 ●　減免割合 全額免除　または　１／２免除
対　象　者	●　対象者：第１号被保険者（６５歳以上）の方で次のいずれかに該当する方 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（対象期間：令和６年３月分まで）
問い合わせ	●　長寿介護課（保健・福祉会館）　電話　０２９９－９１－１７０２

制度の名称	⑦介護サービス等利用者負担額免除
支援の種類	免　除
支援の内容	●　要介護度の認定を受けていて，東日本大震災のため次のような被害を受けた国が定める対象者は，申請することで介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担額が免除されます。 ●　利用方法 ・減免申請により「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を発行します。 ・介護サービス等を利用する際に，保険証と一緒に上記認定証を提示することで，自己負担額が免除されます。
対　象　者	●　要介護認定を受けている被保険者で次のいずれかに該当する方 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者 （東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む）（対象期間：令和６年２月２９日まで） ●　必要書類等 ・印鑑 ・その被害を証明できるもの
問い合わせ	●　長寿介護課（保健・福祉会館）　電話　０２９９－９１－１７０２